

# ○ 神奈川県川崎競馬組合組織規則

(平成12年 4月 1日規則第2号)  
改正 (平成13年 4月 1日規則第3号)  
改正 (平成14年 3月 1日規則第1号)  
改正 (平成14年 4月 1日規則第3号)  
改正 (平成15年 6月 1日規則第7号)  
改正 (平成27年 5月29日規則第1号)  
改正 (令和 元年 6月 1日規則第2号)  
改正 (令和 2年 4月 1日規則第1号)  
改正 (令和 4年 4月 1日規則第3号)  
改正 (令和 5年 6月 1日規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県川崎競馬組合事務局設置条例（平成12年神奈川県川崎競馬組合条例第3号）第2条に規定する事務局の組織について必要な事項を定めるものとする。

(部及び課の設置)

第2条 神奈川県川崎競馬組合の事務局に、次のとおり部及び課を設置する。

総務企画部	総務課
	財務課
	開催サービス課
	施設整備推進室
業務部	競走課
	きゅう舎管理課

(分掌事務)

第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 給与及び服務に関する事。
- (4) 職員の研修及び福利厚生に関する事。

- (5) 公務災害補償に関すること。
- (6) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (7) 条例、規則等の公布又は公表に関すること。
- (8) 個人情報の開示、訂正、是正等に関すること。
- (9) 物品の調達、出納及び保管に関すること。
- (10) 監査事務局に関すること。
- (11) 公平委員会への委託事務に関すること。
- (12) 開催執務編成に関すること。
- (13) 諸証明に関すること。
- (14) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (15) 臨時従事員の人事労務に関すること。
- (16) 事務能率の推進に関すること。
- (17) 開催執務委員のうち総務委員の取りまとめに関すること。
- (18) 議会事務局に関すること。
- (19) その他他課の主管に属しないこと。

#### 財務課

- (1) 経営計画及び重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 会計事務局に関すること。
- (4) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (5) 組合費の出納及び保管に関すること。
- (6) 組合費の出納の審査及びその他会計事務に関すること。
- (7) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (8) 支出負担行為の確認に関すること。
- (9) 借入資金の出納に関すること。
- (10) 組合費の出納その他会計事務の指導に関すること。
- (11) 指定金融機関についての指定、契約、検査等に関すること。
- (12) 決算に関すること。
- (13) 収益金の配分に関すること。

#### 開催サービス課

- (1) 競馬の企画及び売上振興に関すること。
- (2) 競馬の広報に関すること。
- (3) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (4) 投票関連業務（投票所）に関すること。
- (5) 専用場外発売所に関すること。

- (6) 在宅投票システムに関すること。
- (7) 場外発売に関すること。
- (8) J R A 受託発売に関すること。
- (9) 基幹システム（統合型競馬情報システム（I R I S）を除く）に関すること。
- (10) イベント・ファンサービスに関すること。
- (11) 競馬ファンが快適に楽しめる競馬場づくりに関すること。
- (12) 馬事文化に関すること。
- (13) 競馬法（昭和23年法律第158号）の施行に関すること。
- (14) 入場者の苦情処理に関すること。
- (15) 川崎競馬場の周辺対策に関すること。
- (16) 川崎競馬場の警備に関すること。
- (17) 場内清掃に関すること。
- (18) ギャンブル依存症対策に関すること。
- (19) 開催執務委員のうち投票委員及び整理委員の取りまとめに関すること。

#### 施設整備推進室

- (1) 競馬場本場及び小向きゅう舎・練習馬場の整備・検討、水害対策に関すること。
- (2) 施設会社との調整に関すること。
- (3) 関係団体等との調整に関すること。

#### 業務部

##### 競走課

- (1) 競馬の番組編成に関すること。
- (2) 競馬開催の公正確保に関すること。
- (3) 強い馬づくりに関すること。
- (4) 出走馬の確保に関すること。
- (5) 競馬の賞典奨励に関すること。
- (6) 競走成績調査に関すること。
- (7) 統合型競馬情報システム（I R I S）に関すること。
- (8) 競馬関係諸規定の整備に関すること。
- (9) 競馬関係に係る国等への諸手続きに関すること。
- (10) 競馬関係団体の調整に関すること。
- (11) 調教師及び騎手免許業務に関すること。
- (12) 業務エリアにおける競馬開催業務委託に関すること。
- (13) 開催執務委員のうち裁決委員、番組編成委員、発走委員、決勝審判員及び検量委員の取りまとめに関すること。

きゅう舎管理課

- (1) きゅう舎管理の指導に関すること。
  - (2) きゅう舎に係る公正確保に関すること。
  - (3) きゅう舎内の施設整備の調整に関すること。
  - (4) きゅう舎内の警備に関すること。
  - (5) 傷病馬の調査管理に関すること。
  - (6) 入退きゅう馬の掌握に関すること。
  - (7) 調教師及び騎手免許業務に関すること。
  - (8) きゅう務員の資格申請、研修に関すること。
  - (9) 業務エリアにおける競馬開催業務委託に関すること。
  - (10) 開催執務委員のうち馬場管理委員及び獣医委員の取りまとめに関すること。
- (職の設置)

第4条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
事 務 局	局 長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部	部 長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事 務 局	次 長	上司の命を受け、警備の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事 務 局	参 事	局長を補佐し、上司の命を受け、特に重要困難な事務を掌理する。
課	課 長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室	室 長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、課長と同格とし、他の規則を含む例規上の扱いにおいては、組織としては「課」、職としては「課長」に読み替えて運用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて組合に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
課 長 補 佐	上司の命を受け、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、課の事務を掌理し、課長の職務遂行を補佐する。

副主幹又は副技幹	上司の命を受け、直属の上司を補佐し、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、又は課長が指示する重要な特定の事務を掌理する。
主 査	上司の命を受け、直属の上司を補佐し、上司の指示する分掌に従い関係事務を分担処理し、掌理する。
主任主事又は主任技師	上司の命を受け、相当困難な分掌事務を処理する。
主事又は技師	上司の命を受け、分掌事務を処理する。

(職の任命)

第6条 前条第1項及び第2項に定める職は、事務吏員又は技術吏員である職員のうちから管理者が命ずる。

(臨時又は非常勤の職員の種類)

第7条 臨時又は非常勤の職員の種類は、臨時的任用職員及び会計年度任用職員とする。

2 前項の「臨時的任用職員」とは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任用される職員をいう。

3 第1項の「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。